

労働者派遣事業に係る情報提供

株式会社 マッシュ

代表取締役 森本 正男

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」第23条第5項の規定に基づき、下記事業所における労働者派遣事業に係る情報を提供致します。

対象期間：2025年4月1日～2026年3月31日

記

1. 派遣労働者の数

4 人

2. 労働者派遣の役務の提供を受けた者の数

2 社

3. 労働者派遣に関する料金の平均額

(1日当たりの料金額(8時間労働として計算))

43,886 円

4. 派遣労働者の賃金の額の平均額

(1日当たりの賃金額(8時間労働として計算))

26,479 円

5. マージン率

労働者派遣に関する料金の平均額から派遣労働者の賃金の額の平均額を控除した額を
当該労働者派遣に関する料金の平均額で除して得た割合

39.7 %

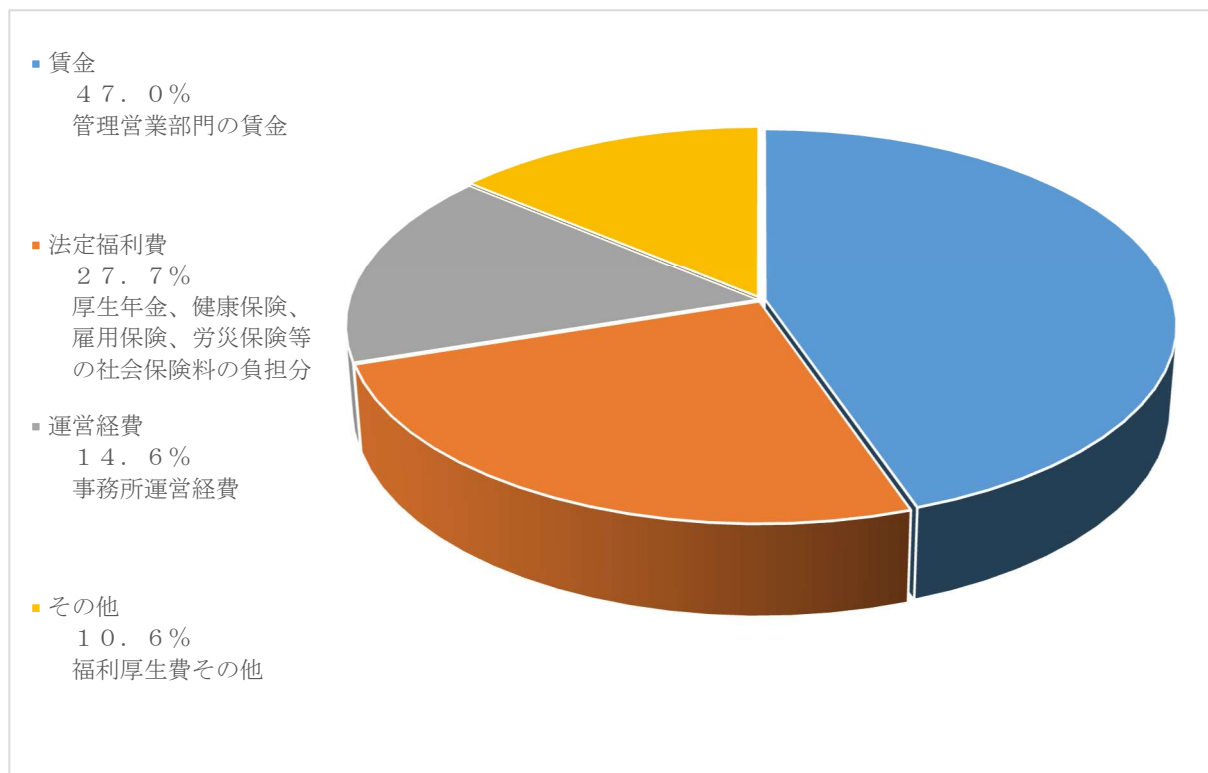
6. 教育訓練に関する事項

教育訓練の 種 類	対象者	実施人員 (人)	O J T	OFF-JT	実 施 主 体		実施期間 (日)	派遣労働者の 費用負担の有無	備 考
			(賃金支給の状況)		派遣元事業主	そ の 他			
新規採用研修	新規採用者	0		無 給	○		0.25	無 し	1回のみ
セキュリティ	就業者	5		有 給	○		0.10	無 し	月1回
スキルアップ	就業者	5		有 給	○		0.10	無 し	月1回

7. その他労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項

マージン率（前記No.5） 39.7%の内訳

弊社マージン部分については「賃金」、「法定福利費」、「運営経費」、「その他」の内訳で、以下割合となっています。



以上